

東成瀬村障害者活躍推進計画

機関名	東成瀬村
任命権者	東成瀬村長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
東成瀬村における障害者雇用に関する課題	東成瀬村においては、令和4年2月に障害者に限定した会計年度任用職員の募集を行い、令和5年4月から現在で継続して雇用している。 また、既に雇用していた職員において、令和5年度中に障害者手帳の交付を受けたことにより、令和6年度における障害者の実雇用率は法定雇用率を上回った。 しかし、令和6年10月末に障害者1名が退職したことで、令和7年度においては実雇用率が法定雇用率を下回る見込みである。 今後、計画の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者である職員の活躍のために、体制整備や各種取組が必要と考える。
目標	
① 採用に関する目標	計画期間内に法定雇用率の達成を目指す。 ※参考 法定雇用率2.8%（令和7年4月現在） 法定雇用率3.0%（令和8年4月以降）
② 定着に関する目標	職員及び会計年度任用職員ともに不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○今後採用する職員の能力や希望を踏まえ、職務の選定や創出について検討を行う。 ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を実施し、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、面談等を実施し、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。

	・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。